

# 高知県貸金業行政処分要領案（H22.6.18改正）

## 第1章 総則

（目的）

- 1 この要領は、貸金業法（昭和58年法律第32号。以下「法」という。）の規定に基づく不利益処分について、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項の規定に基づき処分基準を定め、かつ、その事務手続を明確にすることにより、不利益処分の公正を保つとともに、迅速な事務処理の執行に寄与し、もって資金需要者等の利益の保護に資することを目的とする。

（処分の公告）

- 2 知事は、法第24条の6の4第1項、第24条の6の5第1項又は第24条の6の6第1項の規定に基づく処分を行った場合は、法第24条の6の8の規定により公告を行う。

（関係機関への連絡）

- 3 知事は、法第24条の6の4第1項、第24条の6の5第1項又は第24条の6の6第1項の規定に基づく処分を行った場合は、他の都道府県、四国財務局、高知県立消費生活センター、高知県警察本部及び貸金業者の営業所等が所在する区域を管轄する警察署並びに日本貸金業協会にその旨を通知する。

## 第2章 法第24条の6の3に基づく業務改善命令

（事実の確認及び改善指示）

- 4 知事は、立入検査、苦情の申出、他の行政庁からの通報等により、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認める事案の発生を了知した場合には、当該事案に関する貸金業者からの報告書の徴収、事情聴取、立入検査等を行うことにより、事実の確認を行い、資金需要者等の利益の保護を図る必要があると認めるときは、当該事案に係る貸金業者に対して口頭又は文書で改善を指示する。ただし、早急に資金需要者等の利益を図る必要があると知事が認めるときは、この指示を省略し、5以降の処理を行うことができる。

（業務改善命令）

- 5 知事は、4の事実の確認により、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認める場合であって、貸金業者が次の各号のいずれかに該当するときは、別記第1号様式により法第24条の6の3の規定に基づく業務改善命令（以下「業務改善命令」という。）を行う。また、業務改善命令の通知は原則として処分対象貸金業者に対して手交し、別記第2号様式の行政処分通知交付簿に受領者署名又は記名押印をさせる。ただし、やむを得ず郵送により通知する場合は、配達証明郵便及び普通郵便各1通を送付し、通知の事実を確認することができるようにする。

なお、業務改善命令が行われてから30日を経過するまでに当該事案の改善を確認することができない場合は、原則として法第24条の6の4第1項の規定に基づく処分を行う。

- (1) 当該事案に関して口頭又は文書で改善を指示したにもかかわらず、その後30日を経過するまでに当該事案の改善を確認することができないとき。
- (2) 早急に資金需要者等の利益を図る必要があると認められるとき。
- (3) 過去3年間に当該業務改善命令と同一の事由で文書による改善指示を受けているとき。

### 第3章 法第24条の6の4第1項に基づく業務停止

(処分を課する場合の判断基準)

6 法第24条の6の4第1項の規定に基づく業務停止処分(以下「停止処分」という。)の可否の判断は、単に違反の形態だけでなく個々の事案についての悪質性、情状、先例等諸般の事情を総合的に勘案した上で知事が決定する。ただし、司法処分の決定した事案については、これを十分考慮し、決定する。

(停止処分の対象)

7 法令に違反した者(以下「違反者」という。)が、法令違反行為を行った時点において事業主(個人の場合)、役員(法人の場合)、貸金業法施行令(昭和58年政令第181号)で定める使用人(以下「重要な使用人」という。)、又は貸金業務取扱主任者である場合は、原則として停止処分の対象とする。

また、違反者が重要な使用人又は貸金業務取扱主任者以外の従業者である場合において、貸金業者が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、原則として停止処分の対象とする。

- (1) 過去3年間に当該処分事由と同一の法令違反行為を行い、停止処分又は業務改善命令を受けていること。
- (2) 法令違反行為の態様が著しく悪質であること。
- (3) 法令違反行為に対する改しゅんの情が見られず、業務に対する改善措置が不十分であること。
- (4) 内部処分が厳正に行われていないこと。
- (5) 過去1年間に貸付け及び取立てに係る業務に関する苦情が多数あること。
- (6) 実行行為の結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいと認められること。
- (7) 過去の立入検査の結果、当該処分事由と同一の法令違反が多数認められ、当該事案の発生と密接に関連すると認められること。
- (8) 被害者の損害が速やかに回復される見込みがないこと。

(業務停止の範囲)

8 弁済の受領は、貸金業者の業務の一部と解されるが、これを停止させることは、債務者等に対して不利益となる場合があるので、原則としてこれを停止する処分は行わない。

(停止処分の対象となる営業所)

9 停止処分をすべての営業所等に対して行うか、又は当該違反行為を行った営業所等に対して行うかについては、個々の事案に即して知事が判断する。

(停止処分案の策定)

10 知事は、停止処分を課することが適当であると判断した場合には、停止処分案を定める。この場合は、停止処分の基本的な量定は、別表に定めるところによる。

(停止処分の併合)

11 停止処分を行うべき事由(以下「処分事由」という。)に該当する2以上の法令違反行為について、同時に停止処分を行うときの量定は、各処分事由に係る量定区分のうち、最も長い量定とする。

(常習違反加重)

12 過去3年間に停止処分を受けた貸金業者に対して停止処分を行うときの量定は、処分事由に係る10及び11に定める量定の2倍の期間とする。

(弁明の機会の付与)

13 知事は、停止処分を行おうとする場合には、停止処分対象貸金業者に対して、行政手続法第13条第1項第2号の規定に基づき、弁明の機会を付与する。弁明の機会の付与に関しては、原則として次に定めるとおり取り扱う。

(1) 弁明は、原則として弁明を記載した書面の提出を求める。

(2) 弁明の機会の付与の通知は、別記第3号様式により行う。別記第3号様式に記載する弁明書の提出期限は、文書の施行の日から2週間後の日付けとし、配達証明郵便及び普通郵便各1通を送付する。

(3) 不利益処分の名あて人の所在が判明しないときは、高知県庁前の掲示場に必要な事項を掲示する。この場合、掲示をした日から2週間を経過した日をもって、前号に規定する通知文書が到達したものとみなす。

(4) 弁明の機会の付与の手続が開始され、最終的な行政判断を行うまでの間は、当該貸金業者からの廃業の届出を受理しない。

(停止処分の決定)

14 弁明書が提出された場合は、知事は、速やかにその内容等を考慮し、停止処分の可否又は停止処分の量定を検討する。この結果、法令違反行為が確定した場合は、停止処分を決定する。

(停止処分の通知)

15 知事は、停止処分の通知は、別記第4号様式により行う。また、停止処分の通知は原則として停止処分対象貸金業者に対して手交し、別記第2号様式の行政処分通知交付簿に受領者署名又は記名押印をさせる。ただし、やむを得ず郵送により通知する場合は、配達証明郵便及び普通郵便各1通を送付することとし、通知の事実を確認することができるようにしておく。

### 第3章の2 法第24条の6の4第1項に基づく登録の取消し

(処分案の策定)

16 知事は、過去1年間に60日以上停止処分を受けた貸金業者が、当該停止処分の処分事由と同一の法令違反行為を繰り返し行い、その行為の悪質性、情状等諸般の事情を考慮した上で業務改善の余地が認められない場合又は法第24条の6の4第1項各号のいずれかに該当し、情状が特に重い場合若しくは停止処分に違反した場合であって、同項の規定に基づき、登録の取消しの処分(以下この章において「取消処分」という。)を行うことが適当であると判断したときは、処分案を定める。

(聴聞)

17 知事は、取消処分を行おうとする場合であって、聴聞を行う必要があると認めるときに行う聴聞の手続等に関しては、行政手続法第3章第2節及び高知県聴聞手続規則(平成6年高知県規則第60号)の

規定に基づき行うこととし、原則として次に定めるとおり取り扱う。

(1) 聴聞の審理は、原則として非公開とする。

(2) 聴聞の通知は、別記第 5 号様式により行う。別記第 5 号様式に記載する聴聞の期日は、文書の施行の日からおおむね 2 週間後の日付けとし、配達証明郵便及び普通郵便各 1 通を送付する。

(3) 不利益処分の名あて人の所在が判明しないときは、高知県庁前の掲示場に必要な事項を掲示する。この場合は、掲示をした日から 2 週間を経過した日をもって、前号に規定する通知文書が到達したものとみなす。

(4) 知事は、聴聞の手続が開始され、最終的な行政判断を行うまでの間は、当該貸金業者からの廃業の届出を受理しない。

(聴聞後の取消処分の決定)

18 知事は、聴聞後速やかに、聴聞調書及び主宰者の報告書を十分に考慮した上で、取消処分の可否を検討する。この結果、法令違反行為が確定した場合は、取消処分を決定する。

(聴聞を必要としない場合)

19 取消処分を行おうとする場合で、行政手続法第13条第 2 項の規定による聴聞を必要としない処分については、20及び21のとおり取り扱う。

(客観的な証明書類の入手)

20 知事は、法第24条の 6 の 4 第 1 項の規定に該当する事案の発生を了知した場合であって、聴聞を必要としないときは、客観的な証明書類として、次の各号に掲げる書類を当該各号に定める方法により入手して事実の確認等を行う。

(1) 身分証明書

入手しようとする者の本籍地を管轄する市区町村に交付の申請を行う。

(2) 法人登記簿謄本

入手しようとする法人の本店所在地を管轄する地方法務局の支局等に交付申請を行う。

(3) 裁判確定記録(裁判書、判決書及び略式命令書を含む。)

第 1 審の裁判所に対応する地方検察庁又は区検察庁に対し、裁判確定記録の閲覧及び謄写申請を行う。閲覧を行ったときは、確定記録の閲覧結果報告書を作成する。

(証明書類による取消処分の決定)

21 知事は、20 に規定する客観的な証明書類により事実確認をし、違反内容が確定した場合は、取消処分を決定する。

(取消処分の通知)

22 取消処分の通知は、別記第 6 号様式により行う。また、取消処分の通知は、原則として処分対象貸金業者に対して手交し、別記第 2 号様式の行政処分通知交付簿に受領者署名又は記名押印をさせる。ただし、やむを得ず郵送により通知する場合は、配達証明郵便及び普通郵便各 1 通を送付し、通知の事実を確認する。

### 第3章の3 法第24条の6の4第2項に基づく役員解任命令

(処分を課する場合の判断基準)

23 知事は、法第24条の6の4第2項の規定に基づく役員解任命令(以下「役員解任命令」という。)の可否の判断するときは、単に違反の形態だけでなく個々の事案についての悪質性、情状、先例等諸般の事情を総合的に勘案した上で決定する。ただし、司法処分の決定した事案については、これを十分考慮し、決定する。

(聴聞)

24 知事は、17から22までの規定は、役員解任命令を行おうとする場合であって、聴聞を行う必要があると認めるときについて準用する。

### 第4章 法第24条の6の5第1項に基づく登録の取消し

(処分案の策定)

25 知事は、法第24条の6の5の規定に基づく登録の取消しの処分(以下「法定取消処分」という。)を行うことが適当であると判断した場合には、処分案を定める。

(聴聞)

26 知事は、17から22までの規定は、法定取消処分を行おうとする場合であって、聴聞を行う必要があると認めるときについて準用する。

### 第5章 法第24条の6の6第1項に基づく登録の取消し

(法第24条の6の6第1項の規定に基づく処分について)

28 法第24条の6の6第1項の規定に基づく所在不明者の登録の取消しの処分(以下「所在不明取消処分」という。)においては、同条第2項で行政手続法上の手続を必要としないことが規定されているため、その手続については37から41までのとおり取り扱う。

(所在不明者の現住所等の確認)

29 次の各号に掲げる場合の所在不明者の現住所の確認は、当該各号に定めるとおり行う。

(1)個人の場合

確認しようとする者の本籍地を管轄する市区町村に戸籍謄本の附票の交付の申請を行う。

入手した戸籍謄本の附票により、本人、重要な使用人及び貸金業務取扱主任者の現住所を確認する。

(2)法人の場合

確認しようとする法人の本店所在地を管轄する地方法務局の支局等に法人登記簿謄本の交付の申請を行う。

法人登記簿謄本により、法人の存続及び現役員の状況を確認する。法人登記簿謄本による確認後、現役員、重要な使用人及び貸金業務取扱主任者については、前号の規定により戸籍謄本の附票を入手し、現住所を確認する。

(3)外国人の場合

外国人登録済証明書の発行元である行政庁に対し、外国人登録済証明書の交付の申請を行う。

入手した外国人登録済証明書により、本人、重要な使用人及び貸金業務取扱主任者の現住所を確認

する。

(代表者に対する警告)

30 知事は、29の規定により現住所の確認をした場合は、個人の場合はその個人の現住所に、法人の場合は代表者の現住所に、警告文を配達証明郵便により送付する。

(役員等に対する警告)

31 知事は、30に規定する警告文が到達しない場合は、個人の場合は重要な使用人及び貸金業務取扱主任者全員の現住所に、法人の場合は役員、重要な使用人及び貸金業務取扱主任者全員の現住所に、同警告文を配達証明郵便により送付する。

(所在不確知の公告等)

32 知事は、29から31までに規定する処理を行っても警告文が到達しない貸金業者又は到達してから必要な連絡を取らない貸金業者については、公報に所在を確知することができない旨の公告を行う。また、警告文が到達している貸金業者については、当該公告の日に39の規定を準用し、最終警告文を発送する。

(所在不明取消処分 of 決定)

33 知事は、所在不明取消処分を、32の規定により行った公告の日から30日を経過し、かつ、当該貸金業者から申出がない場合(32に規定する最終警告文の返送を含む。)に決定する。

附則

本要領は、平成19年12月19日から施行する。

附則

本要領は、平成22年6月18日から施行する。



(被処分者) 住所

氏名

様

貸金業法第 24 条の 6 の 3 の規定に基づき、業務の運営の改善を命じます。

なお、改善を命じられた内容について改善措置がされたときは、3 の期限までに回答してください。  
期限までに回答がないときは、この命令に従わないものとみなして、貸金業法第 24 条の 6 の 4 第 1 項に基づく処分を行うことがありますので、念のため申し添えます。

年 月 日

高知県知事

印

1 改善を命じる内容

2 改善を命じる理由

3 改善措置の回答期限



第2号様式

行政処分通知交付簿

1 被行政処分者

(1) 住所

(2) 商号又は名称

(3) 氏名 (法人の場合は、代表者)

(4) 登録番号

高知県知事 ( ) 第 号

2 行政処分年月日

年 月 日

3 行政処分の内容及び根拠法令

貸金業法第24条の6の 第1項に基づく貸金業者の (業務の停止・登録の取消)

貸金業法第24条の6の 第 項に基づく貸金業者に対する (業務改善命令・役員解任命令)

---

上記の行政処分に関する通知文の交付を受けました。

1 受領年月日

年 月 日

2 受領者

(1) 住所

(2) 氏名

印

3 被行政処分者との関係

様

高 知 県 知 事 印

## 弁明の機会の付与について（通知）

不利益処分に際して、弁明の機会を付与しますので、行政手続法第30条の規定により次のとおり通知します。

予定される不利益処分の内容	業務の停止 (業務停止の期間) (業務停止の範囲)	
不利益処分の根拠となる法令の条項	貸金業法第24条の6の4第1項	
不利益処分の原因となる事実		
弁明書等の提出先	名 称	
	所在地	
弁明書等の提出期限	年 月 日	

- (注) 1 弁明を記載した書面には、住所、商号又は名称、氏名(法人の場合は、代表者名)、登録番号及び弁明の機会の付与に係る事案についての意見を記載してください。
- 2 あなたは、弁明書のほか、証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 3 あなたは、代理人を選任することができます。なお、代理人を選任したときは、代理人の資格を証明する書面を提出してください。
- 4 あなた又はあなたの代理人が正当な理由なく提出期限までに弁明書等を提出しなかった場合は、弁明する意思のないものとして処分を決定することがあります。
- 5 弁明書等は、署名又は記名押印のうえ、直接又は書留郵便等により提出してください。

(被処分者) 住所

氏名

様

貸金業法第24条の6の4第1項の規定に基づき、貸金業の業務の停止を命じます。

年 月 日

高 知 県 知 事 印

1 業務停止の期間

年 月 日から 年 月 日までの 日間

2 業務停止の範囲

3 処分の理由

(教示)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して行政不服審査法に基づく異議申立てをすることができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様

高 知 県 知 事 印

## 聴 聞 通 知 書

次のとおり聴聞を行いますので、行政手続法第15条第1項の規定により通知します。

聴 聞 の 件 名		
予定される不利益処分の内容		
不利益処分の根拠となる法令の条項		
不利益処分の原因となる事実		
聴 聞 の 期 日	年 月 日 時 分から	
聴 聞 の 場 所		
聴聞に関する事務 を所掌する組織	名 称	
	所在地	

- (注) 1 あなたは、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。
- 2 あなたは、聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。
- 3 その他聴聞に際しての留意事項は、裏面に記載しているとおりです。
- 4 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載し、添付してください。

(裏面)

聴聞に際しての留意事項

- 1 あなたが聴聞の期日に出頭しない場合は、あなたに代わって代理人が聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類等を提出することができますので、代理人を選任したときは、聴聞の期日までに、聴聞の件名、当該代理人の氏名及び住所並びに当該代理人とあなたとの関係を記載した書面に、当該代理人に対して聴聞に関する一切の行為をすることを委任する旨を明示した書面を添えて（知事等）に届け出てください。
- 2 あなたが聴聞の期日に補佐人とともに出頭しようとする場合は、聴聞の期日の4日前までに、聴聞の件名、当該補佐人の氏名及び住所、当該補佐人とあなたとの関係並びに当該補佐人の補佐する事項を記載した書面を主宰者に提出して許可を受けてください。
- 3 あなたが病気その他のやむを得ない理由がある場合は、聴聞の期日又は場所の変更を（知事等）に申し出ることができます。
- 4 あなた又はあなたの代理人が聴聞の期日に出頭するときは、この通知書を持参してください。

聴聞の主宰者	職名	
	氏名	
	連絡先	
聴聞の公開の有無		

(被処分者) 住所

氏名

様

貸金業法第 24 条の 6 の 4 第 1 項の規定に基づき、貸金業の登録 (高知県知事 ( ) 第 号) を取り消します。

年 月 日

高 知 県 知 事 印

処分の理由

(教示)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に高知県知事に対して行政不服審査法に基づく異議申立てをすることができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、高知県を被告として (訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(被処分者) 住所

氏名

様

貸金業法第24条の6の4第2項の規定に基づき、下記役員の解任を命じます。

記

解任を命ずる役員の氏名並びに登録されている役名等及び住所

- ・氏名
- ・役名等
- ・住所

年 月 日

高 知 県 知 事 印

処分の理由

(教示)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に高知県知事に対して行政不服審査法に基づく異議申立てをすることができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(被処分者) 住所

氏名

様

貸金業法第 24 条の 6 の 5 第 1 項の規定に基づき、貸金業の登録 (高知県知事 ( ) 第 号) を取り消します。

年 月 日

高 知 県 知 事 印

処分の理由

(教示)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に高知県知事に対して行政不服審査法に基づく異議申立てをすることができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、高知県を被告として (訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。